

船員職業安定法の一部改正について（案）

第一 船員派遣事業

- 一 自己の常時雇用する船員について船員派遣事業を行おうとする者は、国土交通大臣の許可を受けることにより、これを行うことができることとする。
- 二 派遣船員が従事する業務の内容等船員派遣契約の当事者が当該船員派遣契約の締結に際し定めるべき事項、並びに適正な派遣就業の確保等船員派遣元事業主及び派遣先の講ずべき措置について所要の規定を設けることとする。
- 三 派遣先に対して責任を負わせることが適当な事項等について船員法等の特例規定を設けることとする。

第二 船員職業紹介事業

- 一 学校等は、国土交通大臣に届け出ることにより、当該学校の学生生徒等について、無料の船員職業紹介事業を行うことができることとする。
- 二 国土交通大臣に対する事業報告書の提出等船員職業紹介事業者の講ずべき措置について所要の規定を設けることとする。

第三 その他

- 一 派遣船員等からの国土交通大臣に対する申告、並びに国土交通大臣による船員派遣元事業主等に対する指導及び改善命令等について所要の規定を設けることとする。
- 二 その他所要の改正を行うこととする。